

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましよう。

奈良市民だより

No. 563

Table with population statistics: 市民のうごき, 6月15日現在 (前月比増), 人口 325,928人 (386人), 男 157,636 (193), 女 168,292 (193), 世帯数 105,442 (200)

差別のない社会はみんなのねがい



七月は差別をなくす強調月間

人間が人間として幸せに生きていく権利はすべての人に保障されています。このだれもが平等に持っている権利が基本的人権であり、これが人類普遍の原理として、社会生活の中で最も尊重されなければなりません。

同和問題の早期解決は国および地方公共団体の責務であり、市民すべての理解と協力により推進しなければならぬ課題です。

数々の市民運動展開へ

これにもとづいて、市ではあらゆる差別をなくす一大市民運動を展開するため、月間中にいろいろな行事を予定しており、広く市民の参加を呼びかけます。

議長西村氏、副議長小嶋氏

六月定例市議会で選出

六月定例市議会は六月十八日開会され、追加提案された監査委員の選任などを含む十一件の案件を全て原案通り可決または同意・承認し、六月二十七日閉会しました。



西村孝春氏 昭和四十二年五月市議会初当選以来五期目。市議会の経済水道委員会委員長、庁舎建設調査特別委員会委員長、奈良国体特別委員会委員長、予算ならびに基本構想特別委員会委員長などを歴任。



小嶋高年氏 昭和四十六年五月市議会初当選以来四期目。市議会の企画建設委員会委員長、議会運営委員会委員長、決算特別委員会委員長、公営企業決算特別委員会委員長などを歴任。

就任ごあいさつ

奈良市議会議長 西村孝春

向暑のみぎり、市民の皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。このたび奈良市議会六月定例会において、不肖私が

今後、誠心誠意、本市の発展と福祉の増進に努力いたす覚悟でございます。終わりに市民皆さまがたの市議会への一層のご支援とご鞭撻をお願い申し上げますと共に、各位のご健勝を祈念し市議会議長就任のごあいさついたします。

- 事はずきのとおりです。
◎差別をなくす市民集会 十六日(火)午後一時〜四時、市史跡文化センターで開催
◎特設人権相談 十九日(金)午前十時〜午後四時、横井・杏中両隣保館、市役所相談室、中央公民館で。
◎世界人権宣言啓発書展 七月十八日〜十九日午前十時〜午後四時、中央公民館五階ホールで開催。
◎差別をなくす町民集会 市内の各隣保館で開き、講演会や映画会を催します。
◎各隣保館・公民館での行事学習会、懇談会、研修会等。
◎差別をなくすパネル展 差別の歴史と実態を描いたパネルを、九日〜十五日に市役所一階市民ホールで、十六日は市史跡文化センターで展示し、期間中に隣保館・公民館などで巡回展示。
◎その他 各公民館の高齢者学級、婦人学級、家庭教育学級でも同和研修が行われます。
四・五面に「差別をなくす強調月間」の特集を掲載しました。

「市民ふれあい運動」を推進

心ふれあう明るく豊かなまちづくりを進めようと、市では「市民ふれあい運動」を「手をむすぼう心をつなごうふれあいのまち」をスローガンに展開します。

そして、市民の皆さんにこの運動の趣旨を理解し実践してもらおうと、七月十四日には早朝から市内全域でスポーツや清掃奉仕などの実践活動を展開し、第一

7月14日 初の推進大会開く

人間関係温め「住んでよかった」奈良市実現へ

奈良市は、昭和四十五年から「ごくろうさん・早寝早起き運動」を推進してきました。この運動は、健康増進のもとである早寝早起きを実践

「住んでよかった」奈良市実現へ
し、「ごくろうさん」の合言葉として、時代が進み物が豊かになると、「衣食足りて礼節を知る」という言葉とはう

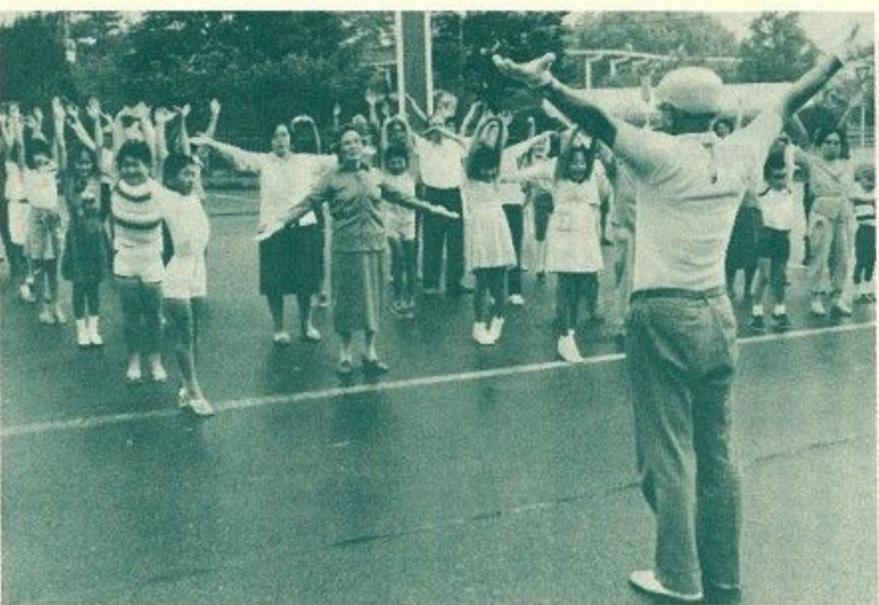
考え、共に行動し、心ふれあう明るく豊かなまちづくりを進めていこうとするものです。運動は、地域・職域・団体

西さんから百万円
亡夫の香典返しに
市内高畑町一八四、高畑合同

田中さんが百万円
期待の球児急逝供養に
右京四丁目三四一―四の

常任委員会委員
総務財政 委員長 藤原好雄

請願書と陳情書
今議会に新たに提出された



老いも若きもなごやかに朝の「ふれあい体操」(あやめ池地区で)



ふれあいくん

「市民ふれあい運動」のマスコット「ふれあいくん」です。明るい笑顔、21世紀をみつめる大きな目、広い胸と心、助け合う大きな手―あたたかさ、豊かさ、ほほえましさ、イメージさせるこのマスコットは、「ふれあいの輪がひろがるまち」を象徴しています。

早朝から全市に「ふれあい実践活動」

今年初の第一回大会は、七月十四日午前九時半から市史跡文化センターで開かれます。この大会に先立ち、当日早朝からは市内全域で「ふれあい実践活動」が展開され、スポーツや清掃奉仕など地区推進委員会の中で、百四十七団体、約一万九千七百人の市民

市議会で全案件成立

今回の市議会に提出された案件はつぎのとおりで、全案件は成立しました。
【報告】市長専決処分▽継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書▽株式会社奈良市清美公社の経営状況▽奈良市土地開発公社の経営状況▽財団法人奈良市学校建設公社の経営状況▽財団法人奈良市文化体育振興センターの経営状況
【議案】市長専決処分の報告

【諮問】人権擁護委員の候補者の推薦
【陳情】非核都市宣言を求め陳情書▽国家機密法案に反対する意見書提出を求める陳情書三件
留守中の火事が心配になります
出かけるときは火の元をたしかめ、隣りへ声をかけましょう。

電算機の記録項目と主な処理状況

市では、各種の行政事務のうち、コンピューターで処理する業務を対象とし、これらの業務における個人情報の保護を目的とした「奈良市電子計算組織処理に係る個人情報の保護に関する条例」、いわゆる「プライバシー保護条例」を制定し、昭和55年4月から施行しています。

この条例は全15条から成り、個人情報の記録制限（第5条）、個人情報の外部への提供制限（第6条）、他公共団体などのコンピューターの結合禁止（第7条）、「個人情報保護審議会」の設置（第11条）など細かく規定され、プライバシー保護に万全を期しています。

また、第8条では、個人情報の記録項目および処理状況の公表を義務づけております。本欄では、この規定に基づき、昭和60年4月1日現在で市のコンピューターで処理している全業務の記録項目と事務処理の状況を、次のとおり公表、お知らせします。

業務名	記録項目	事務処理状況
住民記録（市民課）	住民コード、処理年月日、異動予定年月日、異動区分、異動理由、住所コード（町名）、方書、番地、世帯コード、集団コード、住民登録区分、氏名、世帯主名、続柄、性別、生年月日、前住地、転入地、住民となった年月日、転入届出年月日、児童手当支給該当区分、転出区分 ▶国民年金に関する記録項目＝記号番号、種別、資格得喪年月日 ▶国保に関する記録項目＝異動理由、世帯区分、世帯主区分、資格区分、記号番号、資格得喪年月日	住民異動者名簿（転入・出生・転居・修正・転出・死亡）、氏名索引簿、人口調定表
住登外住民記録（市民課・保険課）	住登外住民コード、異動理由、住登外区分、業務区分、処理年月日、氏名（名称）、生年月日、性別、住所コード、町名、番地、方書、産業分類、法人コード、続柄、世帯主名、集団コード、世帯コード ▶国保に関する記録項目＝異動理由、世帯主区分、世帯区分、記号番号、資格区分、資格得喪年月日	住民登録外住民索引簿
選挙管理委員会	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、生年月日、性別、世帯コード、集団コード、転入届出年月日、異動予定年月日 ▶入力項目＝投票場所コード、投票場所名	登録抹消者名簿、選挙人名簿、抄本、投票所入場券、氏名索引簿
成人式教育（社会課）	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、続柄、世帯主名、生年月日、性別	成人式通知書、三歳児教育対象者名簿
予備接種（衛生課）	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、世帯主名、生年月日、性別 ▶入力項目＝校区コード、校区名、実施場所、実施日時	三種混合問診票、生ワク問診票、1歳6カ月児問診票、6カ月児問診票、麻しん通知書、一般健診通知書
国民年金保険料（国民年金課）	住民コード、届書コード・区分コード、届出年月日、記号番号、種別、資格得喪年月日、取得理由、喪失原因、喪失理由、附加種別、附加申出・辞退年月日、免除種別、法免理由、免除該当・非該当年月日、収納済年月、他市・社会保険収納状況、納付組合コード、保険料額、厚生年金保険等記号番号、不在該当・取消年月日、手帳作成区分、手帳再交付理由、特例区分	納付通知書、被保険者名簿、納付組合員名簿、被保険者索引簿、喪失予定者名簿、調定表、異動報告書、異動者名簿
老人医療福祉（老人福祉課）	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、氏名索引簿、老人医療現況届、優待乗車証、優待乗車証発行者名簿、老人基本台帳、高齢者名簿、敬老金該当者名簿 ▶入力項目＝医療証番号、医療証区分、手帳番号、不要理由	老人医療証、老人医療費支給者証、受給者番号抽出簿、受給者台帳、氏名索引簿、老人医療現況届、優待乗車証、優待乗車証発行者名簿、老人基本台帳、高齢者名簿、敬老金該当者名簿
就入学業務（学務課）	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、続柄、世帯主名、生年月日、性別 ▶入力項目＝校区コード、校区名、保護者（氏名・性別・続柄）	入学予定者名簿（小・中）、就学通知書（小・中）、就学時健康診断通知書（小）、学齢簿（小・中）、氏名索引簿

業務名	記録項目	事務処理状況
世論調査（広報課）	▶住記利用項目＝住民コード、住所コード、町名、番地、方書、氏名、生年月日、性別	世論調査該当者名簿
住居表示（住居表示課）	▶住記利用項目＝町名、番地、氏名、世帯主名	住居表示該当者名簿
国民健康保険料（保険課）	住民コード、記号番号、世帯区分、届出年月日、異動理由、資格得喪年月日、所得区分、所得額、固定資産税額、納付組合コード、保険料額、本人・被扶養者区分、本人との続柄	納付通知書、保険料賦課台帳、保険料明細書、納付組合員名簿、調定差引簿、更正決定通知書、被保険者異動名簿、本算定統計資料、調整交付金資料、被保険者証、被保険者名簿、退職被保険者証
保育（児童福祉課）	▶保育児童に関する記録項目＝入所希望者住民コード、入所者住民コード、入所者・希望者区分、異動理由、園コード、保護者住民コード、続柄、入所希望申請日、入所希望取消日、台帳番号、入所措置コード、保育料コード、世帯構成員（住民コード）、続柄、処理コード、扶養義務者有無、同居有無、市民税額、固定資産税額、所得税額）、保育園入所日、保育園退所日、階層、年齢、保育料全半額コード、世帯内入所人数順位、三歳扱いコード、特別減免階層、減免開始年月日、減免終了年月日、採点コード、徴収基準額、保育料 ▶保育所職員に関する記録項目＝職員番号、職員氏名、生年月日、性別、住所コード、給与月額、採用年月日、旧職員番号、就職年月日、退職年月日、勤務時間、休職開始・解除年月日、職名コード、勤務区分、担当年齢区分、各種資格取得年月日 ▶保育所に関する記録項目＝保育料収納金額、収納月、施設名、住所コード、町名、番地、開設日、開設者名、施設改善費加算率、施設改善費加算額、定員規模、市外受託人員、基本分保育単価、園区分	措置費請求内訳書、乳対児童名簿、納入通知書、保育料決定通知書、入所決定通知書、保育料徴収台帳、入所決定解除通知書、保育児童台帳、措置費請求書、措置費算出基礎、二歳未満児名簿、乳対該当者名簿、徴収金月別累計表、月別調定金額表、統計月報、町別措置児童数調、園別措置児童数調
手当（児童福祉課）	手当区分、受給者住民コード、支給開始年月日、異動コード、認定番号、支払区分、金融機関コード、支給児童数、口座番号、受給者区分、支給区分、支給金額	支払通知書、銀行別集計表、児童手当名簿、現況届通知書
各種医療手当（厚生福祉課）	受給者住民コード、扶養義務者住民コード、配偶者住民コード、台帳番号	所得現況調査表
福祉年金（国民年金課）	証書番号、業務区分、受給者住民コード、処理コード、支給停止区分、公的年金区分、定時届未提出理由、配偶者住民コード、扶養義務者住民コード	定時届連名簿、所得状況届提出通知書、記号番号索引簿、氏名索引簿
固定資産税（資産課）	住所コード、所在地番、市街化・調整コード、地目、農地区分、地積、代表画地、減免コード、異動事由、名寄コード、共有持分比率、非課税コード、交付年月日、原因年月日、正面・側方・背面路線、路線・比準地価格、造成費、宅地等補正率、農地認定区分、基準年度土地評価額、家屋番号、家屋区分、調査番号、用途、構造、床面積、住宅戸数、建築年月日、家屋軽減率、再建築費評点、評点補正率、家屋評価額、減免額、納期限、固定資産税額、都市計画税額	納税通知書、土地課税台帳、家屋課税台帳、名寄台帳、画地台帳、共有者台帳、納税義務者索引簿、調定差引簿、価格決定通知書、更正決定通知書、概要調書、路線比準地台帳、評価調書
償却資産（資産課）	住民コード、年度、事業種目、資本金、事業開始年月、申告担当者、担当税理士、短縮耐用年数承認の有無、増加償却届出の有無、非課税該当資産の有無、課税標準特例の有無、特別償却又は圧縮記帳の有無、税務会計上の償却方法、青色申告の有無、資産所在地、借用資産の有無、借用資産貸主の名称、事業用家屋の所有区分、資産の種類、取得価額、帳簿価額、評価額、資産コード、資産の名称・数量、取得年月、耐用年数、課税標準特例率・コード、減少事由・区分、納期限、税額	申告書、課税台帳、種類別明細書（増加資産、全資産、減少資産）、資産一覧表、納税通知書、調定表、更正決定通知書、所有者索引簿、概要調書

業務名	記録項目	事務処理状況
住宅新築資金貸付・償還（同和対策課）	貸付年度、貸付種別、貸付年度内連番、異動年月日、異動理由、借受人住民コード、宛名外区分、保証人(1)住民コード、保証人(2)住民コード、債務継承者住民コード、債務継承異動年月日、債務継承理由、貸付金額、貸付年月日、貸付利率、抵当権設定の有無、償還開始年月日、償還終了年月日、償還回数、毎月償還額、償還表区分、繰上げ償還理由、繰上げ償還開始年月、繰上げ償還終了年月、償還猶予理由、償還猶予開始年月、償還猶予終了年月、償還免除理由、償還免除開始年月、償還免除終了年月、貸付対象物件（土地家屋区分、行政町コード、地番、工事費又は取得費、構造、屋根、階数、床面積、所有関係、地目、地積）、償還月別元金、償還月別利息、収納年月日、収納額、違約金、収納マスター異動理由	貸付金償還表、貸付償還金納入通知書、督促状、貸付償還金調定表、月別収納統計表、個人別集計表、貸付年度別・種類別単年度表、貸付年度別・種類別総括表、氏名索引簿、貸付番号順索引簿、月別収納明細
幼稚園（総務課）	園児住民コード、保護者住民コード、園コード、異動理由、入園年月日、転園年月日、退園年月日、休園開始年月日、休園終了年月日、年少長コード、減免コード、科目、年度、収納金額、調定額（入園料・保育料）、納期限年月日、収納年月日	保育料納入通知書、入園料納入通知書、収納台帳
受益者負担金（下水道管理課）	年度、処理区分、台帳番号、住民コード、所在地番、地目、地積、減免猶予地積、減免区分、1㎡当たり負担金額、報奨金、更正額、決定額	氏名索引簿、決定通知書、納入通知書、賦課徴収簿、申告書
法人市民税（市民課）	義務者コード、異動年月日、異動事由、資本金額、事業年度の期間、法人名、所在地、設立・設置年月日、解散・休業年月日、税率、申告区分、申告年月日、法人税額、控除額、法人税割額、均等割額、法人市民税額、納期限、更正年月日、調定年月日、法人区分、業種、分単区分、課税区分、現年度・過年度区分、中間申告の要否、国税更正年月日、延滞金起算日、更正処理番号、更正理由、重加区分、除算日数、泉税番号、期限延長の有無、従業員数、連絡先電話番号	申告書、納付書、法人台帳、課税台帳、徴収簿、調定表、更正決定通知書、課税状況表
市県民税（市民課）	住民コード、事業所指定番号、資産合算コード、受給者番号、所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑、土地等、分離譲渡、山林、みなし法人）、所得控除（扶養、配偶者、勤労学生、寡婦（夫）、老年者、障害者、雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、個人年金保険料）、繰越損失、専従者控除、資料区分、異動理由、異動年月日、減免コード、納期限、納入済期、賦課開始期、納入済額、普徴税額、特徴税額	申告書、納税通知書、課税台帳、納税義務者索引簿、納税義務者調査票、未申告者所得調、調定表、更正決定通知書、特別徴収義務者納入書、特別徴収義務者集計表、特別徴収義務者税額変更通知書、納税者名簿、特別徴収異動処理通知書、課税状況調
自動車税（市民課）	整理番号、住民コード、異動理由、登録年月日、抹消年月日、車種、標識番号、課税区分、納期限、税額	納税通知書、納税義務者名簿、車種別番号簿、調定書、増減額通知書、標識番号簿
収納課・保険課・国民年金課	年度、科目、調定区分、住民コード、通知書番号・事業所指定番号・記号番号、期別、税額・保険料額、収納額、収納年月日、パッチ番号、分納、公示、督促・催告、入金・還付、処理区分、納税組合コード、納税組合名、前納区分、前納報奨金額、延滞金、金融機関コード、口座名義人、口座番号、調定コード、連絡先電話番号、滞納繰越額	収納日計表、収納日計明細表、日計月計表、不一致一覧表、過誤納金還付充当通知書、還付状況一覧表、口座振替依頼書、口座振替明細書、督促状・未納通知書、催告書、収納状況一覧表、滞納整理借票、滞納未納台帳、納税組合員名簿、決算調書、滞納者索引
上下水道料金（水道局）	▶料金計算等に関する記録項目＝異動コード、使用者番号（台帳番号・整理番号・技番）、変更年月日、料金調整区分、氏名、指示数、口径、住所コード、町名、方書、検満年月、認定区分、下水区分、調定年月、水栓番号、予納金、戸数、用途、特別コード、親口径、番地、量水器種別、入金区分、施設区分、使用水量、上下水道料金、量水器位置、合算コード、検針員 ▶収納に関する記録項目＝金融機関コード、口座番号、口座名義人、連絡先電話番号、集金人コード、収納年月日、収納額、督促、集金人名	納入通知書（集金用・口座用・納付用）、量水器索引簿、下水道使用料明細、上下水道使用者索引簿、下水道統計、調定表、計量票 収納明細書、督促状

芥川龍之介の小説「河童」の中で、河童の父親が、これから生まれてこようとする赤ん坊に次のようなことを言っています。

「お前、生まれてくる前によく考えなさい。よく考えてから返事をしなさい。もし生まれてきたくなかったら、正直にそういえばいいんだよ」。

私たちは、この河童の赤ん坊のように、生まれてくるとき、親を選ぶことができません。しかも、生まれたその瞬間にその生まれた赤ん坊の親の属するところ、性別、出生順位などによって、その子の後世に大きな不平等・不利益が生じる。部落に生まれたから、女に生まれたから、一男に生まれたから……。ただそれだけで不利益をこうむると言うことが、現代社会における最も重要な差別・人権問題です。

「三本の柱」で解放運動展開

身元調査をしない運動

奈良市では差別をなくする ますが、この取り組みの一番 ため三つの取り組みをしてい 目として、「差別を助長する 私たちの人生で最も大切な

差別解消へ積極的取り組みを

奈良市長 西田 栄 三

「差別をなくす強調月間」にあたり、ごあいさつを申しあげます。うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であります。この問題の早期解決は行政の責務であり、同時に国民的課題であることから、本市では市政の重要な柱として同和対策の推進に取り組んできたところであり、現在、現状を見ますと生活環境の改善をはじめ、就職・教育などに一定の成果を見ているものの、同和問題に対する意識調査をみても未だ根強く差別的意識が存在し、悪質な差別事件がおこるなど多くの問題と課題を残し、真の解決をみるに至っていません。

本年度は「同和対策審議会答申」が出されてから二十年目の節目にあたり、「地域改善対策特別措置法」の有効期限も残すところ二年という重要な年であり、さらに昨年度地域改善対策協議会より「今後における啓発活動のあり方について」の意見具申が出され、同和問題・人権問題の啓発の重要性が強調されています。こうした厳しい現状をふまえ、市民の皆さまの理解と協力を得ながら、引き続き部落差別をはじめあらゆる差別の解消に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

平等であり、等しく可能性に満ちています。だからこそ、この人間の人生は、本人の努力、願望、能力によって切り開かれて行くべきもので、その人は、個人として判断されるべきものです。生まれた「家」ところなどだけで判断され、人生を左右されるべきものではないはずで、いくら努力しても、社会的にむくわれることのない、認められることのない社会……。そういうがまんのできない社会を乗り越えてきたのが、日本国憲法をもつ、現在の私たちの社会ではなかったのでしょうか。

私たちが、世界に誇る憲法をもち、民主主義を守り育てていく。そのためには、子どもたちにも、いろいろなものの考え方、いろいろな人の立場と様々な立場の調整のしかた、いろいろな人の話を聞くことの必要性、科学的なものを見方、これらの上に立って、自分自身と人々の幸せを大切にして行くことを教えて行かなければなりません。こういうことなくして、決め込みや「やっばり……」「……のくせに」でものごとを判断することが、社会意識化して行くこと、私たちの社会は閉鎖的で希望のない社会になります。こうしたことが差別意識を持つ社会につながるのではないのでしょうか。

身元調査をしない運動」を推進しています。「身元調査」「聞き合わせ」とはなんでしょう。私たちの人生で最も大切なことの中に、「結婚」「就職」というものがあります。この重大事決定に「身元調査」が入りこんでいきます。何を調査するのでしょうか。「家柄」「血統」「出身」など。

次のような詩があります。「ふるさと」と「ふるさとをかくす」ことを父は、けもののような鋭さで覚えた



なとところで同和問題を学習する地区別懇談会

ふるさとをあげばかかれふたたびかえらぬ友がいたふるさとを告白し許婚者に去られた友がいたわが子よおまえには胸張ってふるさとを名のらせた



「身元調査」が問題とされるのは、①血統、家柄にこだわることは同和地区の人々を差別することにつながり、差別意識の助長、伝達につながる。②「家」中心の考え方につながり、個人をないがしろにし、女性差別を助長する。③障害者・人種差別を助長する。

子を感じる親の心として「身元調査」をすることは、あたりまえであり、差別ではない。子と名をあげばかかれふたたびかえらぬ友がいたふるさとを告白し許婚者に去られた友がいたわが子よおまえには胸張ってふるさとを名のらせた

と考えている人々がいいます。しかし、一方では「出身」「職業」「学歴」などと言いたくない人がいる。言いたくても言えない人がいる。言うことによって不利益を受ける人がいる。これは事実であり、そのことによつて職を奪われ、破談や離婚に追いこまれ、命を断つた多くの人がいる。これが差別の現実です。

血統・家柄へのこだわりが差別を助長——個人の資質、能力、努力、人柄などはまったく無関係に、しかも、その本人のあずかり知らぬところで、無責任

うか。そうして、はじめて二人の愛情のようすも知ることが出来ます。結婚にあたっての最も大切なことは、二人の純粋な気持ちです。相手の身元を調べたいという感情は、人柄や二人の間の愛情以外のことについて調べようとするもので、「家柄や血統」の調査が主となり、社会的な差別と私的な利害、打算から起こる感情です。このような感情は決して「親として当然な感情」とは言えず、本心に子どもを幸せを願っているとは言えません。

早く差別のない明るい社会の実現に向け、市民の皆さまとともに私も最善の努力をお誓い申し上げます。

いかなる差別も許さぬ運動を

奈良市議会議長 西村孝春

「差別をなくす強調月間」にあたり、奈良市議会を代表いたしまして、ごあいさつ申し上げます。
同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、その解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとして、同和对策審議会答申が出され、以来今日まで本市においてもいろいろの施策が進められてまいりました。
「差別をなくす強調月間」にあたり、同和对策審議会答申ならびに地域改善対策特別措置法の精神をふまえ、さらに同和问题解決のため、市民への啓発と事業の推進をはかり、市民あげて、いかなる差別も許さない運動を展開し、市民皆さま方とともに同和问题に対する正しい理解と認識を深め、すべての差別をなくすため努力を傾注してまいり所存であります。
最後に「差別をなくす強調月間」をとおし、差別と偏見をなくし、人権擁護の精神を高めていくため、実り多きことを期待いたしてごあいさついたします。

正しい歴史観・職業観

三番目の取り組みは、正しい歴史観・職業観を確立しようという事です。

従来、私たちは部落の歴史を「差別と貧困」という暗い歴史としてのみとらえるあまり、部落の人々の人間的魅力、生命力、文化などから目をそらし、労働・経済等のなかのあまりにも悲惨なものばかりに目をむけすぎていたのではないのでしょうか。

差別の中にあっても人をおもいやり、人権意識の高揚のために戦い続けた人々がいました。時の権力にたちむかう力がありました。「まびき」が行われた人口停滞の時代にあつて、部落では下のグラフが示すように、人口が増大するほどに、人々を食わせて行ける力もついていました。すばらしい相互扶助の伝統があります。解放令を出させるほど経済力があつた。時代をささえた生産活動、経済活

動（輸送等）もありました。そして、真の悲惨さは明治維新以後に顕在化したことを忘れてはなりません。そうした歴史を今一度見直すことも大切なことではないでしょうか。

職業観の見直しから人間の尊厳を考える

一方、私たちは、職業とは何かということを考えてみる必要があります。

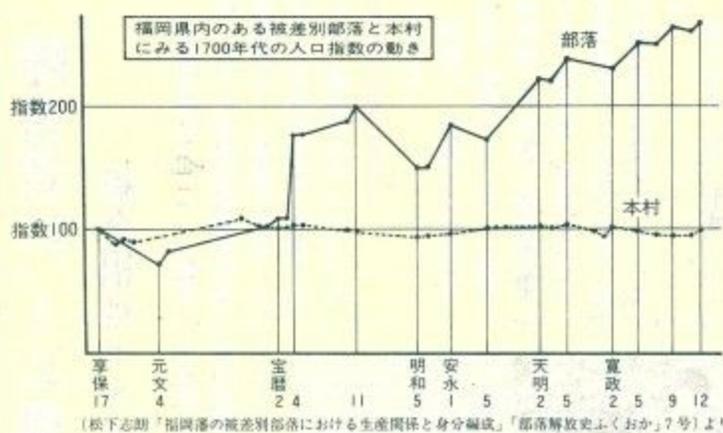
「職業に貴賤（きせん）はない」。これについても本音と建前に大きなへだたりがあるのではないのでしょうか。

他人が殺した動物の肉は食べるが、その屠殺（ととさつ）という仕事はけがらわしい。動物の革を使ったバッグ・グロブは用いるが、その皮をはぐ仕事はいやしい。動物愛護と称してくじらを守ることが良いが、牛や馬や羊の肉は食べる。いったい、これはどういうことでしょうか。

私たちは、自然の摂理の中で生き、みんなそれぞれ生きている。けつしてひとりでは生きていくことはできません。私たちは、職業観の見直しを通じて人間社会のあり方、人間の尊厳を今一度考えてみるべきではないでしょうか。

同和对策推進のための正しい理解と認識

二番目の取り組みは、同和对策推進のための正しい理解と認識を培おうというものです。



昭和四十年八月十一日に同和对策審議会答申が出され、私たちは「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」ということを確認しました。その中で「環境をよくすること」「社会保障を徹底すること」「人権を保障すること」の五つのこと」の五つの

同和问题を考える

「同和地区の人たちが生活態度を改める必要があるのではないか」というけれど

同和地区の人たちももちろんとした会社に勤めて安定した生活をしてほしいという願いを強くもっています。ところが差別による貧困のために義務教育さえ十分に受けられず、学力が必要とされます。い

断し、人の人生を左右するといふことが許されるはずはありません。

生活実態に具現されている差別、職業、立地、住宅環境、教育水準など」と心理的差別（人々の観念や意識のうち潜在する差別で、言語や文字や行為を媒体として顕在化するもの、偏見、蔑視、交際・結婚拒否など）の悪循環を断ち切ろうという段階で「地区を優先しすぎる」、「さわぎすぎる」、「取り上げる必要がない」という否定的な意見が一部でかかれます。しかし、現実にはこれらの意見が正当化されるほど、地区の環境は良くなっておらず、一方で差別事件も跡を絶たず、一段と陰湿化しています。

策の完結に至らない

取り組みは地区住民だけのものではない。また、いきすぎた「糾弾」とよく言われます。しかし、差別により命を奪われたもの、人間性を否定されたものが、叫ばずにいられないその気持ちと、航空機事故で命を

取り組みは地区住民だけのものではない

このため、市内各地で開催されている地区懇や研修会に積極的に参加することからはじめ、差別の実態の中へ胸をはって入り込み、本当に鋭敏な人権意識を身につけていく、そうして、一人でも多くのすばらしいリーダーが私たちのまちに生まれ育っていくことが期待されています。

同和地区の人びとはいまだ就職の場が狭く、時には人のいやがる仕事にも就かなければならない現状にあります。仕事自体が土木工事であったり、清掃関係の仕事であったり、総合的に肉体的労働が多かったために自然に声が大きくなったり言葉があらくなったりします。このことを十分認識せず表面的なことだけを

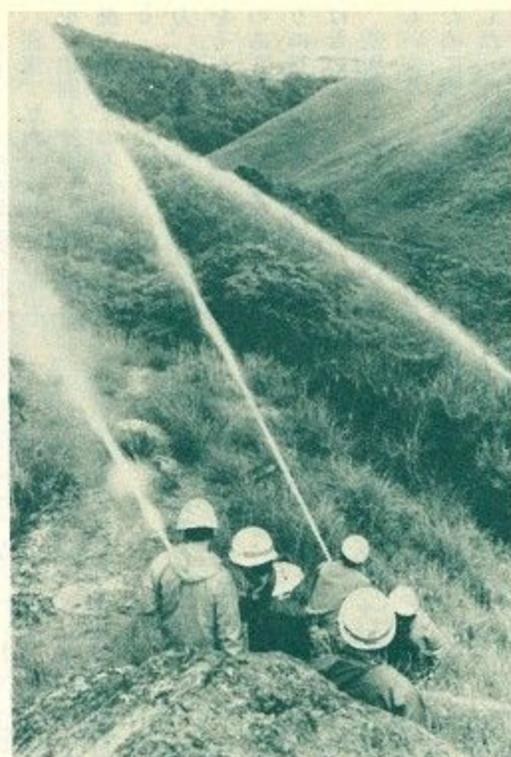
同和地区の人びとも、自分らの不十分な点をよくしていくことが差別をなくすために大切であることを十分認識し、いろいろな研修会や学習会でも努力を続けています。こうした現実の上に立つて同和地区内外ともに学習活動を活発にして同和问题を正しく受けとめ、共に手をたずさえて同和问题の解決に取り組まねばならないと考えます。

急斜面かけ 降りて放水

名勝守る林 野防火訓練

春日山系の若草山南部(通称大谷)付近で、林野火災を想定した火災訓練が六月十四日に行われました。

この訓練は昭和五十三年六月三日、春日奥山の県有林から出火、国の特別天然記念物春日原始林の一部にも被害を及ぼした火災を教訓に、このような山火事を二度と繰り返さないよう五十四年から毎年防ぎよ訓練が行われている。



特別天然記念物を焼いてなるものかと懸命に放水する消防隊

訓練は東・中両消防署から十九人、ジープ車三両、奈良公園管理事務所から三十五人が参加、異常乾燥注意報発令中の若草山南部から山火事が発生したとの想定。

巡視中の公園管理事務所の保安員が火災を発見、通報を受けた同事務所では市消防本部指令室へ通報して出動を要請するとともに各関係機関へも連絡する一方職員が現場へ急行、駕籠古墳近くの消火栓にホースを直結して放水をはじめ、時を移さず到着した東消防署員が約二百五十以下の火点近くまで急斜面を駆け降りて放水消火に努めるなど、実戦さながらの訓練を披露しました。

慶州市チームと親善テニス大会

市テニス協会が奈良市の国際姉妹都市・韓国慶州市のチームを招いて親善テニス大会を六月十六日午前十時から市中央体育館で開きました。両市が昭和四十五年姉妹都市の盟約を結んで以来、文化や観光、スポーツなど各方面の交流を通して友好を深めており、このテニス大会は今回で三回目。

慶州市からは選手十二人が来日、市の選手二十人と仲よく親善試合を展開しました。試合に先立ち大芝薺大会副会長が「元気にプレーし、平素の実力を存分に発揮して親善の成果をあげてください」と

都跡・平城東両中 学校が開校記念式

市では、人口増に比例して増え続ける子どもたちを迎え入れるため学校の新築を進めてきましたが、今年四月には都跡・平城東両中学校が開校、六月に入ってそれぞれの学校で開校記念式が行われました。

十二日には都跡中学校(柏木町一三)で式典が行われ、同校生徒四百三十五人(一・二年生のみ)、教師、父兄ら学校関係者と、西田市長、橋

夏休み映画会 申し込み30日まで

市文化体育振興センターでは、夏休み映画会をつぎのとおり催します。

【町内自治会長】別所町 大門一郎 上幸町 中進 南紀寺町 三丁目 第二 黒木正 法華寺北町 第二 小川寛 青山六丁目 樹杉和彦

障害者に「ミニ農園」

総合福祉センターに完成

市総合福祉センター(歌姫町)内の心身障害者福祉作業所東側にミニ農園が完成、六月十九日同作業所入所者十七人が、職員やボランティアの



手を借りながら約百五十平方メートルの農園にサツマイモ、トウモロコシや花の苗四百五十本を植えました。

この農園は、自然に親しみながら物を育てるよるこびを体験させたいとの農園作り計画に感動した岡田光市氏(鶴舞東町、造園業、64歳)が、八トトラック四台分の耕土を無償で運び込み、これに添えて各種の苗もいっしょにプレゼントしてくれたもので、同作業所では、「この農園での作業を通じて、みんながより豊かな人間性を育くむことができる」と収穫を楽しみにしています。

7月15日(31日)は 固定資産税 (第二期分) の納期です

一丁目五十三七、九九〇二へは、はがき一枚で二人まで入場できます。応募者多数の場合は抽選。

八月二十三日(金)「ピーターパン」と「眠れる森の美女」

八月二十四日(土)「瀬戸内少年野球団」

会場はいずれも市史跡文化センターで、開演時間は午前十時と午後二時の二回。

鑑賞希望者は往復はがきに希望日、一・二回目の別、住所、氏名、電話番号を書いて七月三十日(必着)までに市史跡文化センター(三条大路

水道 給水装置の工事は 公認業者に依頼を

毎日使っている水道の水は各浄水場から配水池へ送られ、配水管と各家庭への給水管を通り、各戸のメーターを経て蛇口まで届けられています。この家の前の配水管から分岐して各家庭の蛇口までの施設を「給水装置」といいますが、この部分の維持管理などはすべて需要家が負担することになっています。

また、使用する材料についても、メーカーとそのメーカーの品目指定の承認制度を設けて、承認品かどうか検査を行っています。このほか、給湯器や瞬間湯沸器などは日本水道協会の検査合格品で、同協会の型式登録品でなければ給水装置に直結できないことになっています。

給水装置の工事は、直接飲料水にかかわるものですから、その材料は衛生的で、耐久性に優れたものでなければなりません。また、漏水や管の破裂がコンクリートなどの中で起きている場合、そのトラブルの個所が発見しにくく、その修理には専門的な技術やかなりの費用がかかります。

これらのことから、適正工事が施工されるよう、公認業者制度を設け、材料・器具についても安全性のチェックがなされているわけです。

皆さんも、安心して水が使えるよう、給水装置の工事は、公認業者に依頼し適正に工事がなされるようご協力をお願いいたします。

蛇口数は給水管の口径に応じて

水道の給水装置は、設置するメーターの口径の区分に応じて、蛇口(他に水洗便所、湯沸器なども一栓とみなす)の数を定めています。

水道メーターは道路寄りの敷地内の検針しやすい所に設置するようお願いしており、メーターのふたに口径が明示されています。

十三号では、蛇口五栓まで。二十号では、十栓まで。二十五号では、二十栓までとなっており、これは蛇口などを同時に使用したときに出水不良を起したり、ひどいときは瞬間湯沸器の空炊きによる暴発などを防ぐために、水圧や同時使用率から口径に応じて水栓の数を定めています。出水不良や危険防止のためまえからも、栓数に応じた給水管の口径にして、水道を使ってください。



三月二十二日 法華寺町の曾根加代子さんから一万円。

同二十三日 帝塚山南の辻井金次郎さんから小児用下着三十五点。

同二十五日 大滝町の池澤修さんから市ボランティア連

絡協議会へ反物三反、レィス人形材料。

同二十六日 高畑町の細谷綾子さんから二万四千六百円。

同二十七日 北風呂町の柳平田商店から紳士服二箱。

同二十八日 福井県三方郡の小川観光組合から市内十二施設へ蠶二百五十粒。

同二十八日 角振町の服部毅さんから一万二千元。

平城・青山両プール

11日からオープン

今年も市営の平城・青山両プールが七月十一日からオープンし、八月三十一日まで水曜日を除いて毎日開かれま

このうち七月十一日と二十日は午後一時と五時の開場、それ以後は午前九時と午後五時(正午と午後一時は休憩)となりま

また、青山プールは競泳用しかありませんので、小学生以下の子どもは必ず保護者が同伴してください

市営平城プール競泳用(二十五メートル)・ファミリー用・幼児用各プール、山陵町平城ニュータウン内(近鉄高の原駅)から徒歩十五分

Table with 2 columns: Time (9:00-12:00, 1:00-5:00) and Price (Adult, Child, Group)

(備考) ①団体は三十人以上で責任者に引率されたもの。②小人は中学生以下

土用げいと参禅会

19~21日

市恒例の剣道・柔道・なぎなたの土用げいと土用参禅会が七月十九日(金)と二十一日(日)まで、中央武道場(法蓮町、電話二〇六〇)で開かれます

青少年を非行から守るため、子どもの教育のあり方について、学校・親・地域が一体となつて考えようと、市と奈良・奈良西両警察署が「青少年を非行から守る市民の集い」をつぎのように開催します

青少年を非行から守る市民のつどい

11日、史跡文化センターで

とき七月十一日(木)午後一時と二時、市史跡文化センターで市内小・中学校の取り組み成果や主張を発表、市補導委員の補導のあゆみなどについて発表、入場は自由、父兄の参加を歓迎

伝統芸能の夕べ

管絃と舞楽を上演

申し込み15日まで

奈良の伝統芸能を紹介する市の「伝統芸能の夕べ」管絃・舞楽が次のとおり催されます

とき七月二十三日(火)午後六時と八時半、市史跡文化センターで公演、南都楽所が管絃(平調音取)ひょうじょうねと、舞楽(五常楽)を上演

平城公民館

秋篠町一四六八

正しい話し方とマナー教室、八月二十二日と二十三日の第二・四木曜日午後一時と二時、平城中学校区の成人二十五人

西部公民館

市内学園北二丁目

プラネタリウム見学と親子写生大会、七月二十七日(土)午前十時と午後三時、生駒山上遊園地・宇宙科学館を訪ねて親子で写生する

若草公民館

市内川上八反町

夏休み子ども絵画教室、七月二十一日と八月十八日の毎日曜日午前九時半と十一時

外国人留学生と交歓のつどい

21日、一条高校で

市恒例の「外国人留学生と交歓のつどい」は、ことしもつぎの通り催されます

小浜市の子とちびっこキャンプ

市子ども会育成連絡協議会(市子連)が、姉妹都市小浜市の子ども会を迎え、つぎのようにちびっこキャンプを催します

青少年児童会館

市内西木辻八軒町

夏休み子ども漫画教室、七月二十三日と八月二十日までの毎週火曜日午前十時と正午、市内の小学三・六年生二十五人

ちびっこ村のキャンプ

17日まで

奈良市青年会議所と市青年ボランティア協会が「ちびっこ村サマーキャンプ」を次のとおり催します

おはようさイクリングの毎朝に、あなたもサイクリングで、朝のさわやかな風に乗って快い汗を流しませんか

市民スポーツ開放日

バドミントン

常夫氏方(電話三五五八)へ、(十七)午前九時と正午は自由午後一時と四時は時間制

中央体育館、お問い合わせは同協会の今井

古寺に入門

元興寺で一泊修行を

平城児童センター(歌姫町、電話二七一六)でつぎのように「わんぱく坊主」を募っています

幼児教育の相談、幼児やスクーリングのしつけや悩みについての相談に乗ったり、家庭教育のスクーリングなどに、県教育委員会が経験ゆたかな相談委員を巡回させています

巡回相談、七月十六日(火)午前十時と午後三時、中央公民館、スクーリング、八月十日(土)午前十時と正午、西部公民館

使用済み乾電池

毎週「燃やせな いゴミ」の日

ボタン型乾電池は販売店へ

乾電池には水銀が含まれて いるため、一般ゴミとして処 理すると環境を汚染しますの で、従来「有害ゴミ」として 大型ゴミ収集のとき同時に 出してもらっていましたが、七 月十五日から収集方法がかわ ります。

これからは使用済み乾電池 は単独に別口で出してもらわ ねばなりません。



こととし、毎週「燃やせな いゴミ」の収集日に収集しま す。袋に入れて乾電池とわかる ように表示し、一般ゴミと分け て出して下さい。

ただし、使用済みのボタン 型乾電池(水銀電池)は、こ れとは別に電気店、時計店、 カメラ店など購入されたところへ返してください。

なお蛍光灯、体温計、鏡な どの「有害ゴミ」は従来どお り年三回、大型ゴミの日に分 けて収集します。 問い合わせは環境清美第一

七・二十一日の午後一時半～ 三時半▽内容ありあさつ・慶 弔時のマナー、茶菓子のいた だき方など▽申し込み締め切 り日七月二十日(必着)▽ 定員十五人。

事務所(☎三〇二二)へ。 また、市内各出張所・連絡 所・隣保館では、市環境清美 工場の職員手づくりの空き缶 を利用した乾電池入れを用意 していますのでこれも利用し てください。

総合福祉センター

(歌部町一八七四一) 電話☎〇七七〇番

障害者を対象に、つぎの二 つの教室を開きます。受講希 望者はがきに住所、氏名、 年齢、電話番号、障害の種類 と程度を書いて、各締め切り 日までに申し込んでください (電話でも可)。応募者多数 の場合は抽選。受講料は無料 (ただし材料費は自己負担)。

陶芸教室 とき七月二十 四～二十六日と八月二十・二 十七日の午後一時半～三時半 ▼内容粘土こね、形成、絵 付け、素焼き、本焼き▽申し 込み締め切り日七月十六日 (必着)▽定員十五人。 現代作法(マナー)教室 とき八月三・十七日、九月

在宅心身障害者

への二つの催し

県が在宅心身障害者(児) を対象に企画しているつぎの 二つの行事への参加者を募集 しています。

ファミリープール遊泳・フ ラワーセンター見学 とき八 月五日(月)▽行き先県 浄化センター公園(ファミリ ープール、フラワーセンタ

胃ガンの早期発見・早期治 療のため、検診車による検診 を次の日程で行います。 対象四十歳以上の人(六 カ月以内に胃部X線を撮つ た人と妊婦は除く)▽申し 込み七月二十日までに市 衛生課または市保健センタ ー(いずれも☎二二二二)へ 電話で▽受付時間各日

障害児の療 育キャンプ

心身障 害児の社 会生活訓 練として療育キャンプを一泊 二日で、滋賀県志賀町の琵琶 湖畔でつぎのとおりおこな い ます。

参加希望者は七月二十日ま でに市厚生課(二条大路南一 丁目、☎一一一一)備え付 けの用紙で申し込んでくださ い。定員超過のときは抽選。

知的障害児の母子療育キ ャンプ とき八月二日(金) ・三日(土)▽対象療育手 帳を所持する十二歳以上十八 歳未満の知的障害児とその保 護者二十五組。 肢体不自由児療育キャンプ とき八月七日(水)・八 日(木)▽対象身体障害者 手帳を所持する六歳以上十八 歳未満の肢体不自由児三十 人。

聴覚障害者に 助成金を交付

聴覚障害者(二級以上)のみ ミニファクス設置費

希望者は七月二十日までに 身体障害者手帳と印鑑を持っ て市厚生課(二条大路南一丁 目、☎一一一一)へ申し込 んでください(代理人も可)。

来月胃ガン検診

申し込みは20日まで

胃ガンの早期発見・早期治 療のため、検診車による検診 を次の日程で行います。 対象四十歳以上の人(六 カ月以内に胃部X線を撮つ た人と妊婦は除く)▽申し 込み七月二十日までに市 衛生課または市保健センタ ー(いずれも☎二二二二)へ 電話で▽受付時間各日

とも午前九時半～同十時半 ▼料金四十～六十九歳は 五百円、七十歳以上と生活 保護・市民税非課税世帯は 無料。 8月1日(木) 富雄公民館 同 2日(金) 伏見連絡所 同 5日(月) 桂木団地集會 所

市保健センター

(市内二条大路南一丁目) 電話☎一一一一番

成人健康相談 四十歳以上 の人とその家族を対象に毎月 第三水曜日(七月は十七日)に 医師による健康相談を行って います。成人病はじめ健康に ついての心配ごとは気軽に同 センターへ相談してください。 時間は午後一時半～二時

ムシ歯予防のた めにフッ素塗布

20日までに申し込みを

市歯科医師会の協力で虫歯 予防のためのフッ素塗布を次 のように行います。 対象は、昭和五十七年四月 一日～同年九月三十日生まれ の子(一回目の塗布)と、昨 年八月に一回目の塗布を受け た子(二回目の塗布)。八月

奈良保健所

(市内西木辻八軒町) 電話☎六一七二番

半。料金は無料。担当は西尾 功医師です。希望者は電話で 同センターへ。 相談と同時に希望者には血 圧測定や検尿などを行うほ か、日常の健康管理に役立て てもらうための健康手帳をお 渡しします。

くわしくは同課へ。 在宅痴呆性老人介護講習会 とき八月二十日午前九時 半～午後四時▽ところ県中 小企業会館(登大路町)▽定 員六十人▽締め切り七月 二十日 在宅寝たきり老人介護講習 会 とき八月二十七・二十 八日午前九時半～午後四時▽ ところ県立奈良病院附属看 護専門学校(平松町)▽定員 六十人▽締め切り八月十 日

痴呆性老人と寝たきり老人の介護講習会

県と県看護協会が次の二つ の講習会を開きます。受講希 望者は市老人福祉課(二条大 路南一丁目、☎一一一一) に直接申し込んでください。

痴呆性老人と寝たきり老人の介護講習会 県と県看護協会が次の二つ の講習会を開きます。受講希 望者は市老人福祉課(二条大 路南一丁目、☎一一一一) に直接申し込んでください。

痴呆性老人と寝たきり老人の介護講習会 県と県看護協会が次の二つ の講習会を開きます。受講希 望者は市老人福祉課(二条大 路南一丁目、☎一一一一) に直接申し込んでください。

四力月児健診

奈良保健所(西木辻八軒町、 ☎六一七二)と西奈良県民 センター(登美ヶ丘二丁目、 ☎五九一一)で。健診内容 は問診、身体計測、内科健診、 保健・離乳食指導です。通知 はしませんから直接来てくだ さい。問い合わせは奈良保健 所へ。母子手帳持参。

奈良保健所の健診日 毎月 第一・二・三・五火曜日、 受付は午前九時から十時ま で。 ▼西奈良県民センターの健診 日 毎月第一・三火曜日と 第二・四金曜日。受付は午 前九時から十時まで。受診 希望日の一カ月前に電話予 約のこと。

7月 大型ゴミ収集

七月の収集はつぎ の地区を予定してい ます(事情により若 干変更することがあります)。 収集日は約一週間前に該当自 治会へ通知します。 有害ゴミは「有害」と表示 して、大型ゴミと区別して出 してください。 飛鳥・大安寺・平城・伏見 ・西大寺北・伏見南(一部) ・平城ニュータウン

7月1日/31日は 下水道事業 受益者負担金 (第一期分) の納期です

下水道事業 受益者負担金 (第一期分) の納期です